

18消安第163号
平成18年4月12日

関東農政局長 殿

消費・安全局長

様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。平成17年7月に施行された食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられた。

このため、生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について別紙の通り定めたところである。つきましては、このことについて御了知の上、各地域における積極的な策定を促し、教育ファームの取組を推進するよう指導をお願いします。

なお、貴局管内の都道府県知事、地方農政事務所、関係団体等については、貴職より通知されたい。

(別添)

教育ファーム推進計画の策定について

第1 趣旨

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要です。平成17年7月に施行された食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられました。具体的には、教育ファームの取組を効果的に進める上で、市町村、学校、農林漁業者等様々な主体の連携が重要であることに鑑み、教育ファームを推進するための計画を策定の上、これらのうち2つ以上の主体が教育ファームの取組を進めている市町村の割合を、平成22年度までに60%以上とすることを目標としています。

このため農林水産省では、関係府省と連携して生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について以下の通り定め、各地域における教育ファームの取組の促進を図ることとします。

第2 教育ファームの定義

本通知で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとします。

対象作物としては、米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこなどとなりますが、これらの作物と併せて、情操教育の観点より花きも推奨します。

第3 教育ファーム推進計画主体

教育ファーム推進計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は市町村、農林漁業者等（農林漁業者のほか、農林漁業に関する団体、NPO等市民団体）とします。

第4 教育ファーム推進計画の内容

- 1 教育ファーム推進計画の策定に当たっては、市町村、学校、農林漁業者等の2つ以上の実施主体の役割を明記して下さい。
- 2 地域の実情に応じて、次に掲げる事項を含むようにしてください。
 - (1) 目的/目標
 - (2) 実施内容(対象作物、体験内容、実施プログラム等)
 - (3) その他
- 3 計画主体は、教育ファーム推進計画の内容が地域の要望を踏まえたものとなるように十分留意して下さい。
- 4 教育ファーム推進に関する計画を既に策定している場合には、第4の1及び第4の2に示した内容を含んでいる場合のみ、その計画を教育ファーム推進計画と見なします。また、基本法に基づき作成される市町村食育推進計画において、同内容を含んでいる場合についても、教育ファーム推進計画を策定したと見なします。
- 5 計画主体は、教育ファーム推進計画を地域の実情等に応じて毎年見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。
- 6 都道府県は、教育ファーム推進計画を策定しようとする計画主体に対し、必要に応じて助言を行ってください。

第5 教育ファーム推進計画の範囲

計画の範囲は、市町村とします。市町村より広範囲の計画を策定した場合においては、市町村ごとの第4の1及び第4の2の内容を明らかにした場合のみ、その市町村での教育ファーム推進計画と見なします。

第6 教育ファーム推進計画の策定期限

平成22年度までに教育ファームの取組が実施できるよう作成されることが望まれます。